

第5次

たかまつ男女共同参画プラン（仮称）

（素案）

～だれもがいきいきと自分らしく生きる

男女共同参画社会の実現をめざして～

高松市

はじめに

未定稿のため掲載していません

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画策定の背景等	2
(1) 社会的背景	2
(2) 国等の動き	6
(3) 本市の取組	6
(4) 今後の課題	7
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 計画の基本理念	9
2 計画の基本目標	10
3 計画の施策体系	11
第3章 計画の内容	14
基本目標Ⅰ 男女が互いに理解し合う社会づくり	14
主要プラン1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	14
主要プラン2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	19
主要プラン3 国際的視点に立った男女共同参画の推進	23
基本目標Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり	25
主要プラン4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	25
主要プラン5 働く場における女性の活躍推進	28
主要プラン6 ワーク・ライフ・バランスの推進	32
主要プラン7 地域における男女共同参画の推進	36
基本目標Ⅲ 男女が共に安心できる社会づくり	38

主要プラン8	女性に対するあらゆる暴力の根絶	38
主要プラン9	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	44
主要プラン10	貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が 安心して暮らせる環境づくり	46
主要プラン11	生涯を通じた健康づくり	50
指標及び数値目標		53

第4章 計画の推進

参考資料

1	参考指標	55
2	「第5次たかまつ男女共同参画プラン」策定経過	〇〇
3	高松市男女共同参画推進懇談会設置要綱	〇〇
4	高松市男女共同参画推進懇談会委員名簿	〇〇
5	男女共同参画のあゆみ	〇〇
6	男女共同参画社会基本法	〇〇
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	〇〇
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	〇〇
9	用語解説	〇〇

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けた取組は、昭和50年の国際婦人年以来、国際社会における様々な取組と連動しながら進められてきました。

平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合いながら、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が、21世紀の最重要課題と位置付けられました。

本市においては、平成14年に「たかまつ男女共同参画プラン」を策定し、改定を重ねながら男女共同参画の様々な施策に取り組んできました。

特に、平成27年9月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行されたことから、平成28年に策定した「第4次たかまつ男女共同参画プラン」では、女性の活躍推進などに重点を置いた施策や、女性に対する暴力の根絶にも対応しながら、男女共同参画のための施策を総合的に推進してきました。

計画の策定から19年が経過する中、男女共同参画への意識は徐々に浸透し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の取組などについても広がりを見せているものの、男女共同参画社会の実現に向けて、解決しなければならない課題はいまだ多く存在しています。

この度、「第4次たかまつ男女共同参画プラン」の計画期間が令和3年度で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けての施策を一層推進するため、「第5次たかまつ男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 計画の位置付け

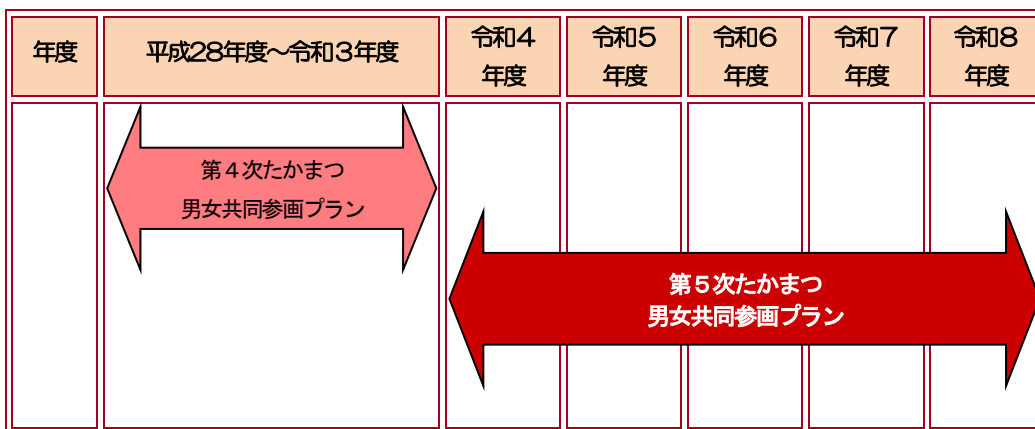
この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、「第6次高松市総合計画」を上位計画とし、関連する他の分野の個別計画との整合性を図りながら、本市における男女共同参画社会を実現するための分野別計画として策定するものです。

さらに、本計画は、市町村が策定することとされている、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画、及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画の内容を含んでいることから、これらの計画としても位置付けるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。



4 計画策定の背景等

(1) 社会的背景

① 少子高齢化、人口減少の本格化

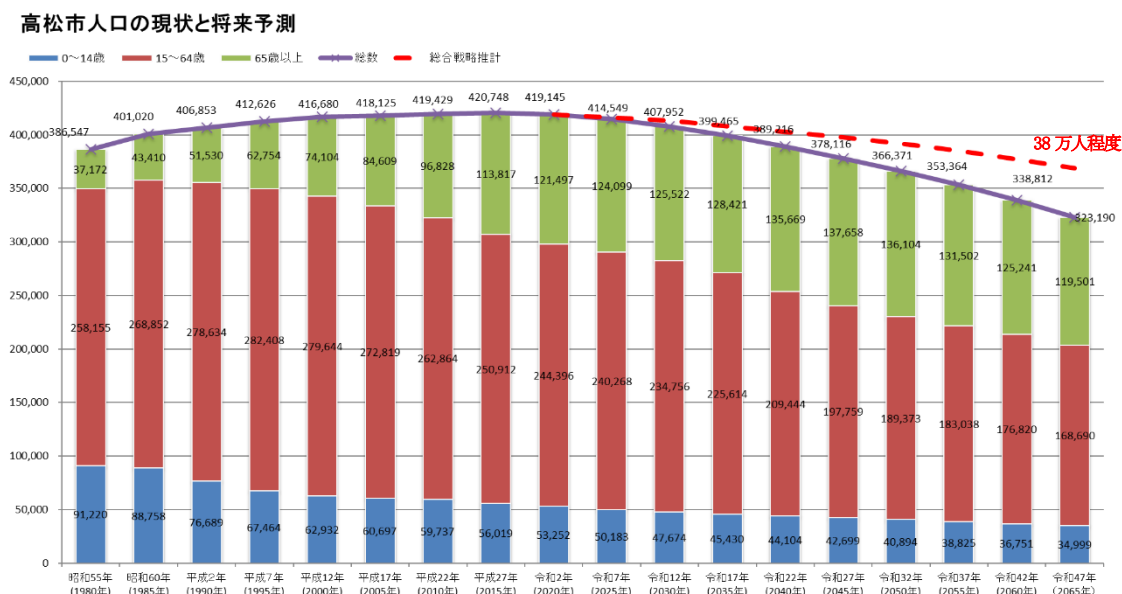
我が国において、これまでに経験したことがない、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、女性の活躍を推進することは、地域社会の担い手の確保や、多様な視点により経済社会の持続可能性の向上にもつながることから、女性が能力を発揮

して働ける環境の整備や、女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進める必要があります。

このような中、本市の推計人口は、令和2年現在419,145人ですが、令和47年(2065年)には323,190人になると推計されています。

年齢区分別の人口推移をみると、年少人口(15歳未満)や生産年齢人口(15歳~64歳)が減少する一方、高齢者人口(65歳以上)が増加しており、少子高齢化が一層進むことが予想されます。

こうした少子高齢化は、地域経済の活力維持に深刻な影響を与えることが懸念されるほか、人々の暮らしの中では、認知症や寝たきりなどの要支援・要介護高齢者が増加し、介護する家族の負担が重くなることが考えられます。



② 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

人生100年時代と呼ばれる、超高齢社会を見据え、企業も多様な人材が活躍できるように、従来のような男性中心の働き方ではなく、すべての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められています。

また、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家庭生活の両立ができる環境整備、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に取り組む必要があります。

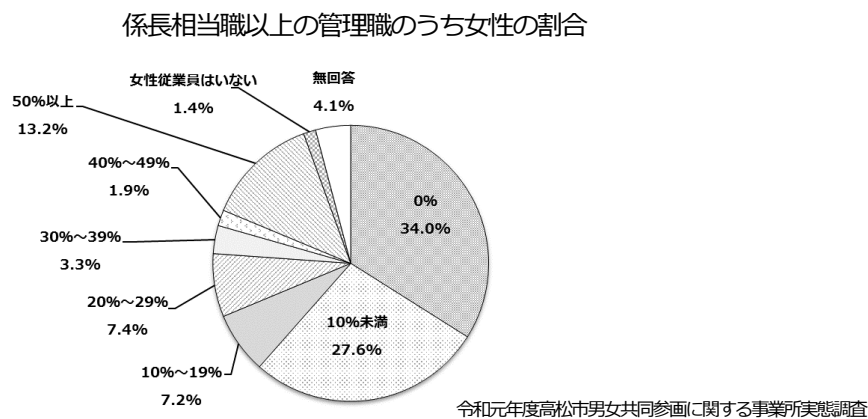
③ 法律・制度の整備と女性の参画拡大

働き方改革関連法の成立や女性活躍推進法の一部改正など、女性活躍を推進する

ための法律・制度は相当程度整備されてきました。

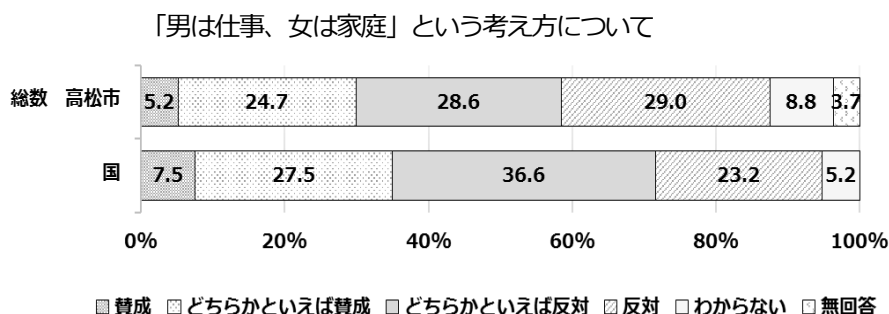
しかし、主な先進国ではいわゆる管理職に占める女性の割合がおおむね30%以上となっている一方、我が国では14.8%（令和元年度）であるなど、女性の意思決定過程への登用は十分とは言えない状況です。

本市の事業所実態調査（令和元年度）においても、「係長相当職以上の管理職のうち女性の割合」は、0%の回答が34%と最も多く、次いで10%未満の27.6%となっており、30%以上と答えた事業所は、18.4%という結果になっています。



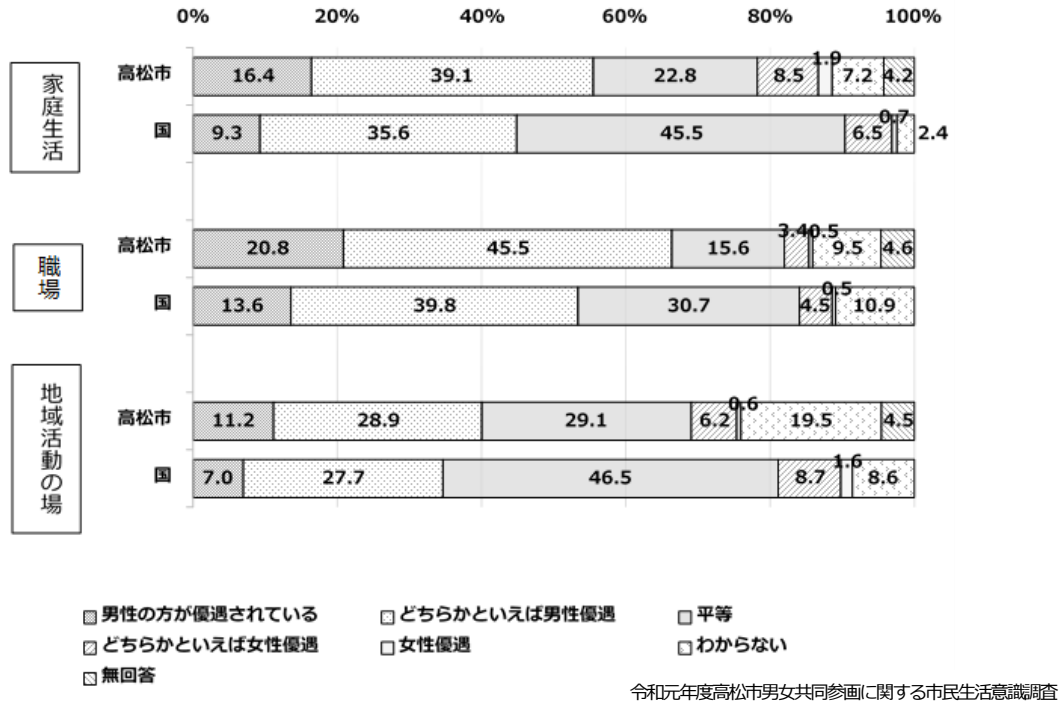
また、女性の参画が、期待されるほどの成果を得られていない大きな理由として、依然として残る「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が考えられます。

本市の市民生活意識調査（令和元年度）によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する者の割合は、29.9%と全国調査の35%を下回っています。しかしながら、「家庭生活」、「職場」、「地域活動の場」において、男性が優遇されていると考えている者の割合は、依然として全国調査を大きく上回る結果となっています。



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

男女の地位の平等感について



④ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、生活不安やストレスなどに起因するDVや性暴力の増加や深刻化、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加、さらには子育てや介護等の負担増加など女性に様々な影響をもたらしています。

一方、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女共に新しい働き方の可能性が広がりました。

こうした転換期を迎え、感染症収束後の時代を見据え、柔軟で多様な働き方を実現できる環境づくりなど、「新たな日常」の実現に向けて取り組む必要があります。

⑤ 女性に対する暴力をめぐる状況

昨今の情報通信技術の進化やSNSなど新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力をめぐる状況は多様化しています。それらに対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要があります。

また、多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境づくりを進める必要があります。

⑥ SDGsの達成に向けた世界的潮流

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2015年9月の国連サミットにおいてSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、

2030年までの国際目標として、17の目標と169のターゲットを設定し、我が国においても積極的に取り組んでいます。「男女」にとどまらず、年齢、国籍、性的指向・性自認に関することなども含め、多様な人々を包摂する社会を実現するためにも、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることが必要です。

(2) 国等の動き

国においては、平成27年12月に男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野における女性活躍などを柱とした国の第4次男女共同参画基本計画が策定され、女性活躍における環境整備や、平成30年6月に成立した働き方改革法による働き方改革などが進められてきました。その後の社会的な環境の変化等も踏まえ、令和2年12月に第5次計画が策定されました。第5次計画においては、目指すべき社会として4つを提示し、その実現を通して、男女共同参画社会の形成を図っていくこととしています。

また、香川県においても、令和3年10月〇日に「第4次かがわ男女共同参画プラン」が策定されました。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

1. 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
2. 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
3. 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
4. あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(3) 本市の取組

本市では、女性問題解決のための基本的な計画として、昭和63年に「高松市女性行動計画」を、平成6年に「第2次高松市女性行動計画」を、平成10年には「第2次高松市女性行動計画（改訂版）」を策定しました。この間、平成7年には、男女共同参画社会の実現を推進するための市民の活動拠点として、高松市女性センター

をオープンし、平成9年には、中四国で初めて「男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成14年には、男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、第1次となる「たかまつ男女共同参画プラン」を、平成19年には第2次プラン、平成24年には第3次プランを策定、平成28年には第4次プランを策定し、総合的かつ計画的に様々な施策を展開してきました。

第4次プランでは、3つの基本目標に51項目の評価指標を設け、毎年度達成状況を検証し、PDCAサイクルに基づき進捗管理を行ってきました。令和2年度実績値における達成状況は次のとおりです。

第4次たかまつ男女共同参画プランの達成状況（令和2年度）

基本目標	実績把握 項目数	達成状況：項目数（割合）			
		A	B	C	D
I 男女が互いに理解し合う社会づくり	7	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (85.7%)
II 男女が共に活躍する社会づくり	35	10 (28.6%)	2 (5.7%)	3 (8.6%)	20 (57.1%)
III 男女が共に安心できる社会づくり	7	1 (14.3%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	4 (57.1%)
合計	49	12 (24.5%)	3 (6.1%)	4 (8.2%)	30(61.2%)

評価指標から見た取組状況の評価基準については、次のとおりです。

$$\text{達成率算出方法} = \frac{\text{当該年度実績値} - \text{平成26年度基準値}}{(\text{令和2年度目標値} - \text{平成26年度基準値}) \div 6 (\text{計画年度}) \times 5 (\text{経過年数})}$$

<評価基準>

達成率86%以上のものを「A」、71%以上86%未満を「B」、56%以上71%未満を「C」、56%未満（マイナス）を「D」としています。

（4）今後の課題

本市における「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識は、徐々に解消されていると考えられます。しかしながら、家庭生活、職場、地域活動の場において、男性が優遇されていると考えている人の割合は、全国平均よりも高くなっており、これまで男女共同参画に関する様々な取組が社会全体で進められているものの、実際の様々な場面において、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえ

ます。それ以外にも無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、無意識のうちに性別による差別・区別が生じることがあります。これらの意識の解消は、女性にとっても男性にとっても生きがいのある社会を目指す上で重要な課題であることから、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる学習機会の提供や意識啓発に更に取り組んでいく必要があります。

また、これらの展開とあわせ、市女性職員の管理職登用や審議会等委員への女性の登用推進に取り組むなど、市全体で、職場等における男女共同参画をより一層推進するための機運づくり、支援体制の整備等を図っていく必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

全ての人々が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、だれもがいきいきと自分らしく豊かな人生を送ることを可能にします。

このため、本計画の基本理念は、前計画の基本理念を引き継ぎ、次のとおり定めます。

だれもがいきいきと自分らしく生きる 男女共同参画社会の実現

2 計画の基本目標

基本理念に基づき、施策を展開するために、次の3つの基本目標を定めます。

- I 男女が互いに理解し合う社会づくり
- II 男女が共に活躍する社会づくり
- III 男女が共に安心できる社会づくり

基本目標Ⅰ 男女が互いに理解し合う社会づくり

市民一人一人が、互いの多様性を理解し合うとともに、女性も男性も、性別にと
られることなく、自らの意思によって自分らしい生き方や働き方を選択できる社
会をめざします。

基本目標Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり

男女が共に、対等な社会の構成員としてあらゆる分野に参画するとともに、男女
を問わず、全ての人がある個性と能力を発揮して活躍し、仕事と生活の調和がとれ
る社会をめざします。

基本目標Ⅲ 男女が共に安心できる社会づくり

女性に対する暴力はもとより、あらゆる暴力が根絶されるとともに、男女が、そ
れぞれの身体的特性を理解し合い、性別にかかわらず健康で安心して暮らせる社会
をめざします。

3 計画の施策体系

基本目標

I
男女が互いに理解
し合う社会づくり

主要プラン

1
男女共同参画社会の
実現に向けた意識改
革

2
多様な選択を可能に
する教育・学習の充
実

3
国際的視点に立った
男女共同参画の推進

施策の方向性

- (1) 人権尊重の意識づくり
- (2) 男女共同参画の意識づくり
- (3) メディアにおける男女共同参画の視点
に立った表現の促進
- (1) 男女共同参画を推進する教育・学習の
充実
- (2) 多様な選択を可能にするキャリア
教育等の推進
- (3) 次代を担う理工系女性人材の育成
- (1) 国際交流・協力における
男女共同参画の推進

基本目標

主要プラン

施策の方向性

Ⅱ
男女が共に活躍
する社会づくり

4
政策・方針決定過程
への女性の参画拡大

- (1) あらゆる分野への女性の参画の推進
- (2) 人材の育成

5
働く場における女性
の活躍推進

- (1) 企業等における女性の活躍推進
- (2) 女性に対する就労支援の充実
- (3) 市役所における女性の活躍推進

6
ワーク・ライフ・バ
ランスの推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- (2) 多様な生き方、働き方の推進
- (3) 多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備

7
地域における男女共
同参画の推進

- (1) 地域活動における男女共同参画の推進

基本目標

主要プラン

施策の方向性

Ⅲ
男女が共に安心して
ける社会づくり

8
女性に対するあらゆる
暴力の根絶

- (1) いかなる暴力も容認しない社会風土の醸成
- (2) 相談しやすい体制づくりによる被害の早期発見及び潜在化防止
- (3) 被害者等の保護及び自立支援
- (4) 多様化する暴力に対する的確な対応
- (5) 関係機関等との連携

9
男女共同参画の視点
に立った防災体制の
確立

- (1) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

10
貧困、高齢、障がい
等により困難を抱
えた女性等が安心
して暮らせる環境
づくり

- (1) 高齢者・障がい者等が家庭や地域で安心して暮らせる環境づくり
- (2) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

11
生涯を通じた健康づ
くり

- (1) ライフステージに応じた健康支援
- (2) 妊娠・出産期における健康支援

第3章 計画の内容

I 男女が互いに理解し合う社会づくり

主要プラン1

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

現状と課題

男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重を男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。一人一人の存在をかけがえのないものとして認め合い、多様性を理解し合い、人格が尊重されることは、個性と能力を発揮して心豊かに生きる社会をつくるための基本となります。

しかし、現実の社会では、同和問題を始め、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、ハンセン病回復者、HIV感染者、LGBTなど性的少数者などに対する様々な差別や偏見が生じています。

こうした差別や偏見をなくし、全ての人々が、その個性と能力を発揮できる社会を構築していくためには、あらゆる場や機会を通じて互いの人権や価値観を尊重する人権尊重の意識づくりを進めることが重要です。

また、男女共同参画の実現を阻害する大きな要因の一つとして、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識があります。

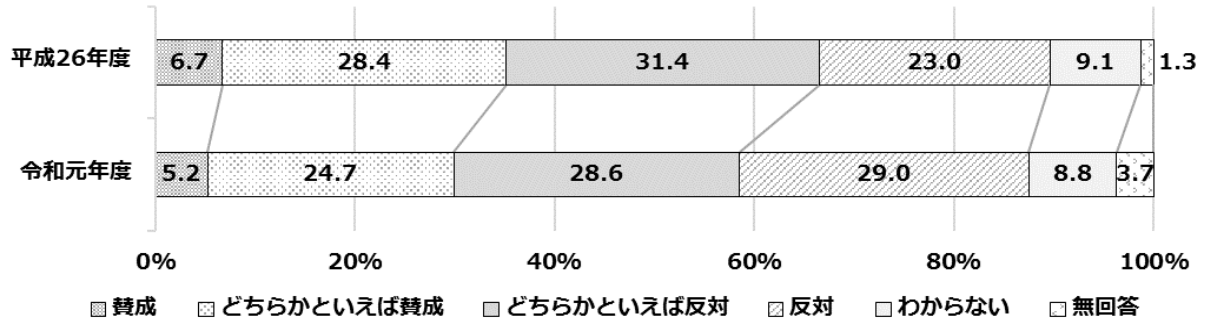
本市の市民生活意識調査（令和元年度）では、「男は仕事、女は家庭」といった考えに「賛成」とする人の割合は、29.9%となり、前回調査（平成26年度）より5.2ポイント減少しており、固定的な性別役割分担意識は、徐々に解消に向かっているとと言えます。

しかし、一方では、家庭生活、職場、社会通念・慣習、社会全体など、実際の様々な場面において、男女の地位について平等と感じる人の割合は、前回調査とほとんど変化がなく、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

このように、根強く残る固定的な性別役割分担意識は、女性の社会参画を阻害するだけでなく、男性の生き方の選択肢を狭める一因にもなります。それ以外にも、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることもあります。これらは、幼少のころから長年にわたり形成されがちであることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。

このため、男女共同参画社会形成の前提として、子どもを始め様々な世代における人権尊重を基盤とした男女共同参画の理解を深めていくとともに、それを行動に結びつけていくような啓発活動が必要です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



男女の地位の平等感について



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

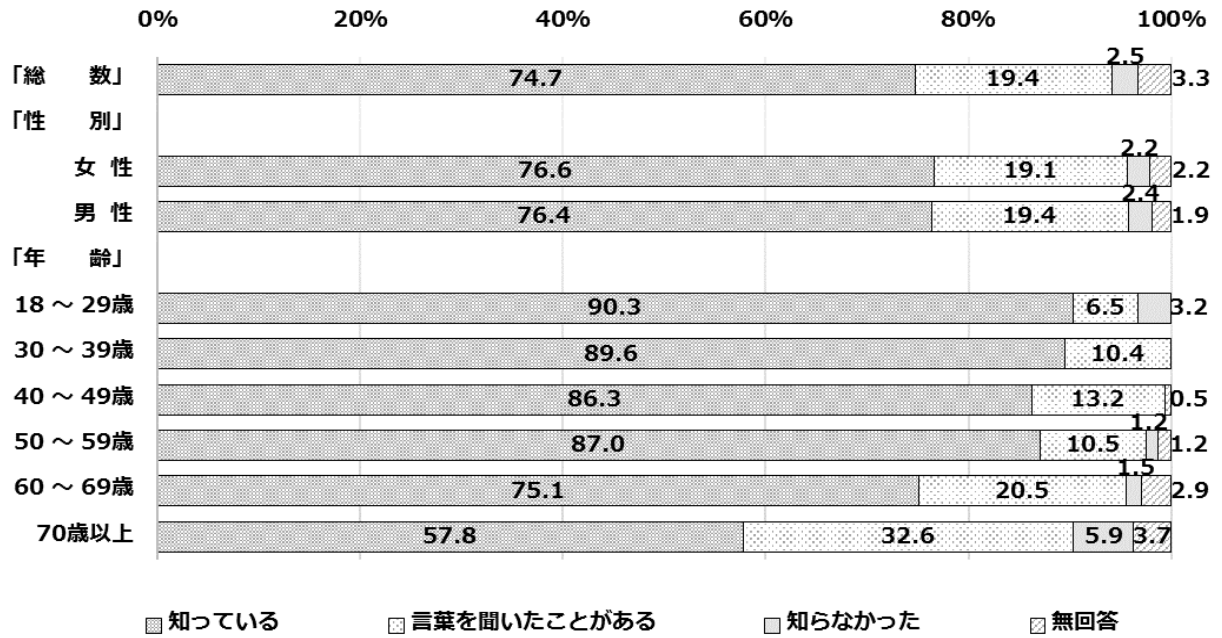
施策の方向性

1 人権尊重の意識づくり

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会である、「男女共同参画社会の実現」を目指して、人権尊重の意識づくりを推進します。

施策	主な取組	担当課
人権意識を醸成する啓発活動の推進	人権週間、男女共同参画週間等における啓発活動	男女共同参画・協働推進課 人権啓発課 人権教育課
	【新】パートナーシップ宣誓制度・LGBT啓発に関する講演会等の実施	男女共同参画・協働推進課
人権に関する教育・学習・相談機会の提供	企業等の人事・研修担当者を対象とした人権・同和問題指導者研修講座の開催	人権啓発課
	人権教育市民講座、PTA会員を対象とした人権教育の研修会の開催	人権教育課
	人権教育事業、セミナー等による啓発事業の実施	男女共同参画・協働推進課 学校教育課
	相談事業の実施	男女共同参画・協働推進課

性的少数者（LGBT）についての認知度



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

施策の方向性

2 男女共同参画の意識づくり

家庭や地域、職場などあらゆる場面において、男女共同参画の視点に立った意識が浸透し実感できるような社会を目指して、様々な機会を捉え、広報・啓発活動を推進します。

また、男女共同参画について、市民に正しく理解され、協力が得られるよう、子どもを始め様々な世代に向けた学習機会や活動の場の提供に努めます。

施策	主な取組	担当課
男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	男女共同参画週間等における広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課
男女共同参画に関する学習機会の提供	【新】子どもの頃からの男女共同参画の学習機会の充実	男女共同参画・協働推進課
	男女共同参画週間事業の開催	
	男女共同参画センターにおける学習研修事業（まちづくりセミナー等）の実施	
	男女共同参画市民フェスティバルの開催	
市職員への男女共同参画意識の浸透	男女共同参画研修の実施	男女共同参画・協働推進課 人事課

施策の方向性

3 メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進

メディアは、人々の意識形成に大きな影響を与えるため、市の広報・出版物等において、人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

また、メディアと適切に向き合うことができるよう、メディアからの提供される情報を主体的に読み解いて自己発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための啓発活動に努めます。

施策	主な取組	担当課
男女共同参画の視点に立った表現の促進	広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課
	市の広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の推進	広聴広報課
メディア・リテラシーの向上	広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課

I 男女が互いに理解し合う社会づくり

主要プラン2

多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画の推進において、教育及び学習の果たす役割は非常に重要です。

性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、男女共同参画についての理解を深めるためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ることが重要です。

本市の市民生活意識調査(令和元年度)では、学校での教育について、多くの人々が「男女がお互いの人権を尊重する適切な教育が行われる方がよい(91.3%)」「進路指導は性別に関わらず同じように行われる方がよい(84.2%)」と回答しており、教育に対する高い期待があることが伺えます。その一方で、「学校教育の場での男女の地位は平等になっていると思うか」の問いに対して、「平等」と答えた人は42.6%となっており、全国調査(61.2%)と比較して大きく下回っていることから、学校教育における男女共同参画の一層の推進が求められています。

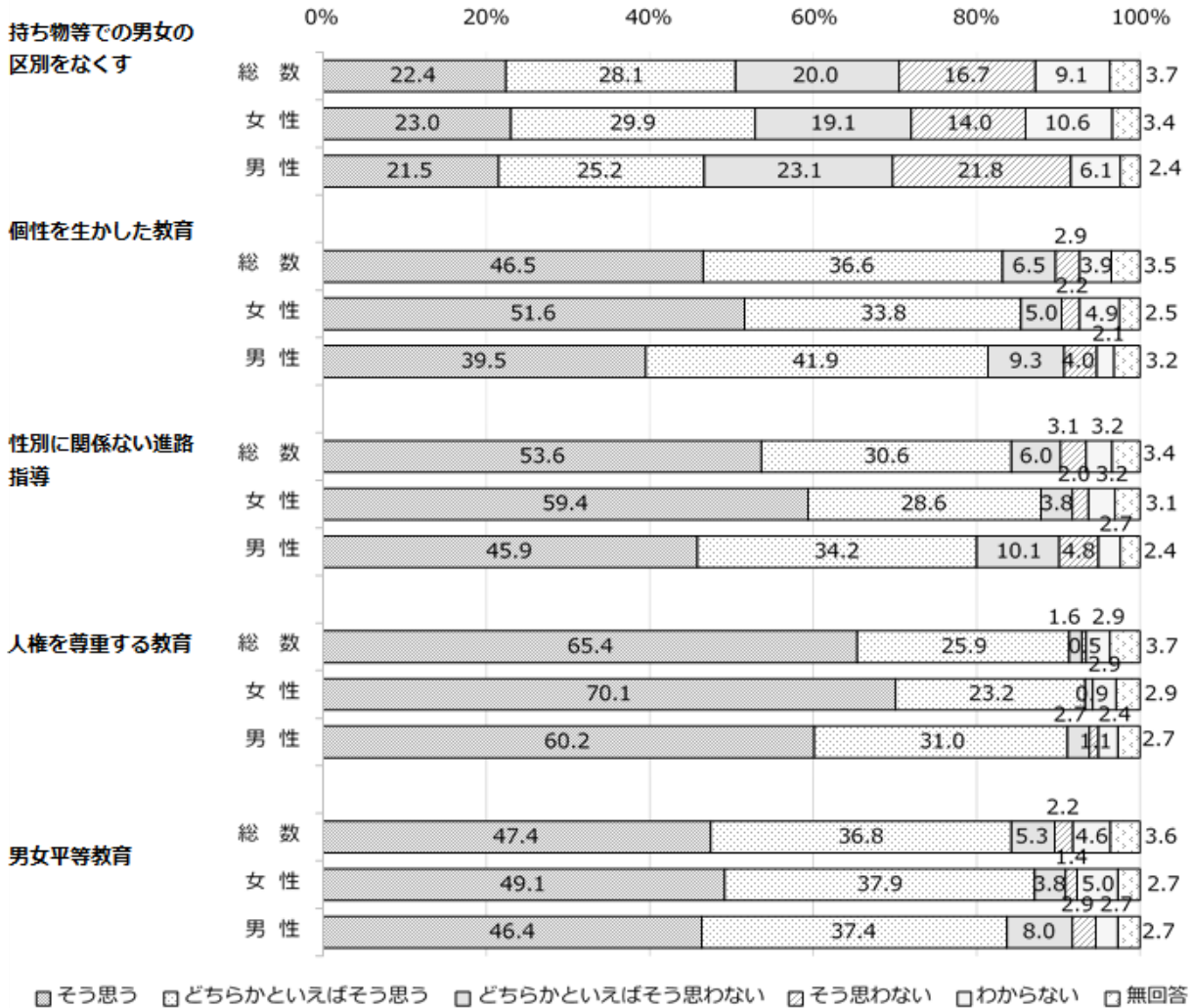
このため、教職員等を対象とした男女共同参画に関する研修等の取組や男女平等に関わる教育の充実に向けた支援、さらに、子どもの発達段階に応じた教育指導の充実を図ることが必要です。

また、性別による固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、子ども一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進や進路指導の充実が必要です。

このほか、女性の参画が進んでいない科学技術・学術分野の人材育成の観点から、女子児童生徒の理工系分野への興味・関心を高めることも求められています。

さらに、社会教育においては、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域等における学習機会の提供に努めるとともに、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に行動できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習・能力開発を推進する必要があります。

学校での教育について



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

施策の方向性

1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

教育関係者の男女共同参画に関する意識は、子どもを始め教育を受ける者の意識に大きな影響を及ぼすことから、男女共同参画に関する理解を深めるための研修等の取組を推進し、教育・学習の一層の充実を図ります。

また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとられることなく、男女共同参画の意識を高めていけるよう、地域等における学習機会の提供に努めます。

施策	主な取組	担当課
教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進	教職員・保育関係者等に対する研修の実施	こども保育教育課 学校教育課
	人権教育教員研修会の実施	人権教育課
学校教育等の充実	人権尊重・男女平等意識の育成を意識した教育・保育の推進	こども保育教育課 学校教育課 人権教育課
社会教育の推進	コミュニティセンター等における男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画・協働推進課 生涯学習課生涯学習センター
	生涯学習推進員を対象とした研修の実施	生涯学習課生涯学習センター

施策の方向性

2 多様な選択を可能にするキャリア教育等の推進

児童生徒が自己の適性や希望に合った進路が選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育・進路指導の充実を図ります。

また、性別に関係なくそれぞれの個性と能力を発揮し、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に行動できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習・能力開発を推進します。

施策	主な取組	担当課
キャリア教育・進路指導の充実	キャリア教育・進路指導の実施 職業意識の形成	学校教育課
生涯学習・能力開発の推進	生涯学習センター、コミュニティセンターにおける多様な講座の開催	生涯学習課生涯学習センター

施策の方向性

3 次代を担う理工系女性人材の育成

女性の参画が進んでいない科学技術・学術分野の人材育成の観点から、女子児童生徒、保護者、教員等における科学技術系の進路への興味関心や理解を向上させるための取組により、女性の理工系進路選択を促進し、次代を担う理工系女性人材を育成します。

施策	主な取組	担当課
理工系教育の充実	スーパー・サイエンス・ハイスクール事業の実施	高松第一高等学校
	<u>【新】学習体験事業の実施</u>	こども未来館

I 男女が互いに理解し合う社会づくり

主要プラン3

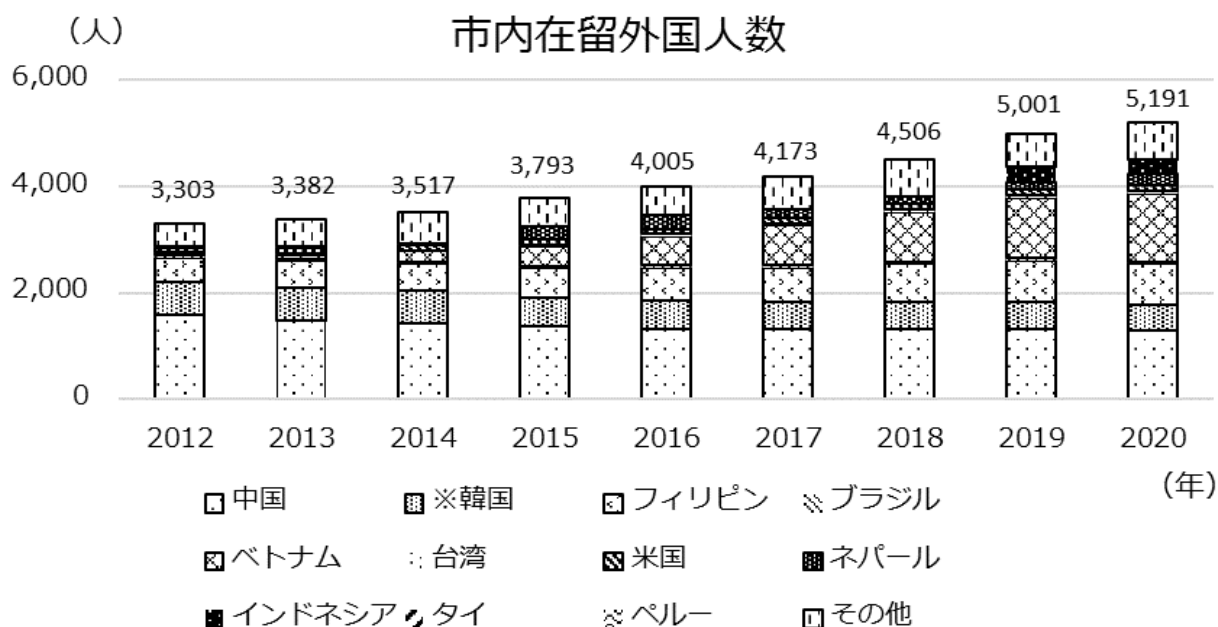
国際的視点に立った男女共同参画の推進

現状と課題

男女平等・人権尊重は、世界共通の課題であり、社会のあらゆる分野において、だれもが人権を尊重され、平和な社会となるためには、一人一人が国際社会の一員として、国際理解を深める中で、言葉や文化、習慣などの違いを認め合う、国際的な人権意識の向上を図ることが必要です。男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。

また、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に含まれる2030年を達成期限とする持続可能な開発目標（SDGs）に関しても、国際社会における人権の尊重と男女共同参画の視点は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要とされています。

本市においても、年々、在留外国人の人口は増加傾向にあることから、様々な機会を通じて、男女共同参画の視点に立った国際交流・国際理解を深めるとともに、広い視野を持って異文化を理解し、誰もが住みやすい多文化共生のまちづくりを進めていくことが求められています。



法務省出入国在留管理庁「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表

施策の方向性

1 国際交流・協力における男女共同参画の推進

グローバル化が一層進展する中、性別、国籍、民族などを問わず、多様な文化を認め合い、互いに理解し合うことができるよう、男女共同参画の視点に立った国際交流や平和活動の推進に努めます。

施策	主な取組	担当課
男女共同参画の視点に立った国際交流、平和活動の推進	姉妹・友好都市交流の実施	観光交流課都市交流室
	民間国際交流活動への支援	
	平和啓発の推進	人権啓発課
多文化共生社会の実現	多言語による生活情報等の提供	観光交流課都市交流室

Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり

主要プラン4

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会などあらゆる分野の活動を担っています。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は、男性に比べて少ないのが現状です。

これまで主に男性が担ってきた政策・方針決定過程に女性の参画を促進することは、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤をなすものと言えます。

また、急速な少子高齢化、人口減少の進展に伴い人口が減少していく中で、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の活用、多様な視点の確保が必要であり、あらゆる分野における女性の参画拡大はきわめて重要です。

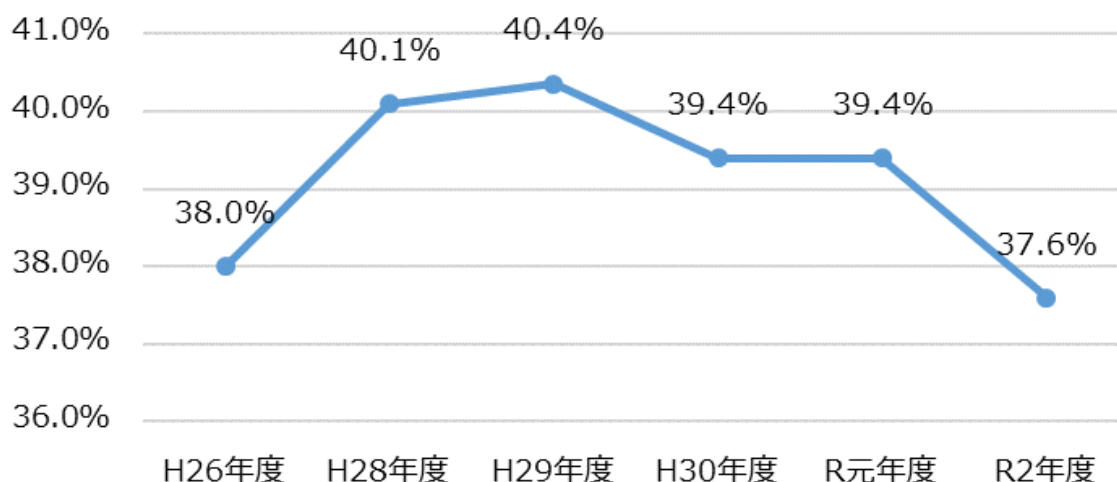
国際社会においては、平成27（2015）年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。これを受け、国の第5次男女共同参画計画においても、女性の政策・方針決定過程への参画拡大をより一層進めていくこととしています。

本市では、「審議会等委員への女性の登用推進要綱」に基づき、審議会等の委員への女性の登用拡大に取り組み、令和2年度の女性登用率は、37.6%、女性委員のいない審議会等の割合は2.0%となっています。全国的にも高い水準となっているものの、第4次プランにおける目標値には達しておらず、より一層の登用拡大を図る必要があります。

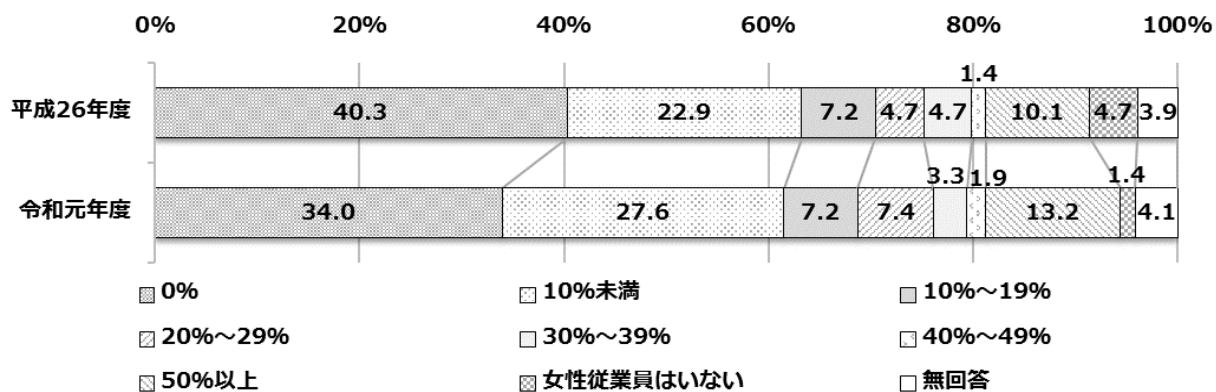
また、本市の事業所実態調査（令和元年）によれば、市内事業所のうち、管理職に占める女性の割合が10%未満である事業所は、61.6%となり、前回調査（平成26年）と比較してあまり変化がなく、まだ、女性の参画が不十分な状況がうかがえます。

このため、企業等における女性の方針決定過程への参画拡大について事業者等に働きかけていく必要があります。また、女性自身の意識改革も必要であることから、女性みずからが意欲的に参画し、能力が発揮できるよう、人材育成のための学習機会の提供にも努める必要があります。

市の審議会等での女性委員の登用率の推移

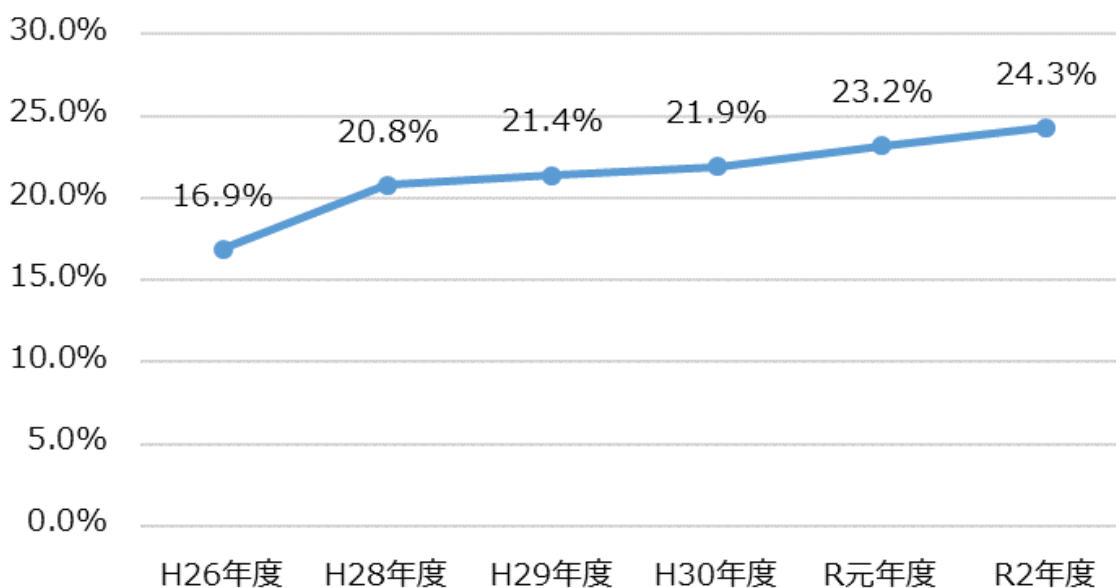


事業所における女性管理職の状況（前回調査との比較）



令和元年度高松市男女共同参画に関する事業所実態調査

市職員の女性管理職の割合



施策の方向性

1 あらゆる分野への女性の参画の推進

社会の多様性と活力を高め経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、行政や企業等において政策・方針決定過程への女性の参画を進めていきます。

施策	主な取組	担当課
市の審議会等への女性の登用推進	市の審議会等における女性委員の登用推進	男女共同参画・協働推進課
市女性職員の職域拡大と登用拡大	市女性職員の管理職への登用推進	人事課
企業等における女性の方針決定過程への参画拡大の働きかけ	企業に対する広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課
農業・水産業等における女性の参画拡大	農業委員会における女性の登用推進	農林水産課
	家族経営協定の締結促進	農業委員会事務局

施策の方向性

2 人材の養成

あらゆる分野で活躍する女性の人材を育成するための学習機会の提供や、市女性職員の登用拡大に向けての研修等による積極的・計画的な育成を推進していきます。

施策	主な取組	担当課
女性の人材育成のための学習機会の充実	市女性職員に対するエンパワー研修の実施	人事課
	キャリア形成に向けたセミナー等の開催	男女共同参画・協働推進課

Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり

主要プラン5

働く場における女性の活躍推進

現状と課題

近年、女性の活躍推進に向けた社会の気運は大きく高まっており、年々、女性の就業率も増加傾向にあります。

しかし、総務省「労働力調査（詳細集計）」によると、令和元年における女性の非労働力人口2,657万人のうち、231万人が就業を希望していますが、そのうち約3割を占める70万人が、「出産・育児のため」に就業を希望しているにもかかわらず、現在求職していないと回答しています。

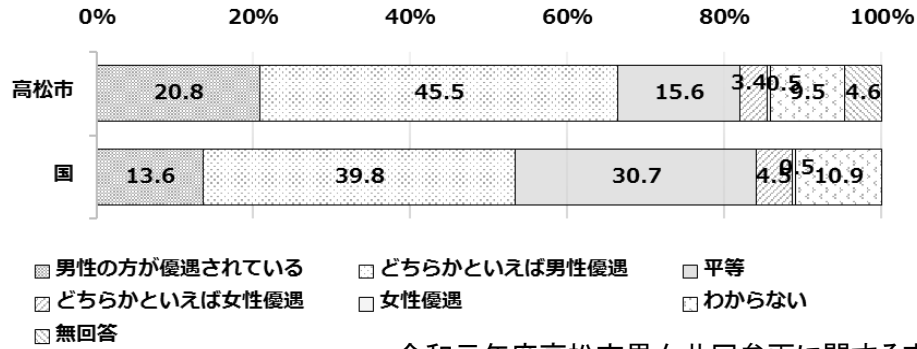
今後、本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化が急速に進む中、労働力の減少などが経済成長の大きな抑制要因となることが懸念されており、柔軟で持続可能な社会を築くためには、企業等の人材の多様性を確保すること、また、コロナの影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据えた人材育成などが重要となります。

令和2年6月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる女性活躍推進法が改正され、令和4年度から一般事業主行動計画の策定義務対象が拡大されるなど、働く場における女性の活躍推進が一層進むよう、関係機関や団体、企業等が連携した取組を推進していくことが、今後ますます、求められています。

また、本市の市民生活意識調査（令和元年度）によると、職場の女性に関する状況としては、「男性に比べて昇進・昇格が遅い」44.9%、「能力を生かせる機会や配置転換が少ない」35.9%、「教育訓練の機会が少ない、その内容が異なる」26.9%となるなど、前回調査（平成26年）と比べて改善しているものの、依然として固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行が根強く残っていることがうかがえます。さらに、職場における男女の平等感については、「男性の方が優遇されている（どちらかといえば男性優遇を含む）」と回答した人が66.3%となっており、全国調査を大きく上回る結果となり、多くの人々が不公平感を抱いています。

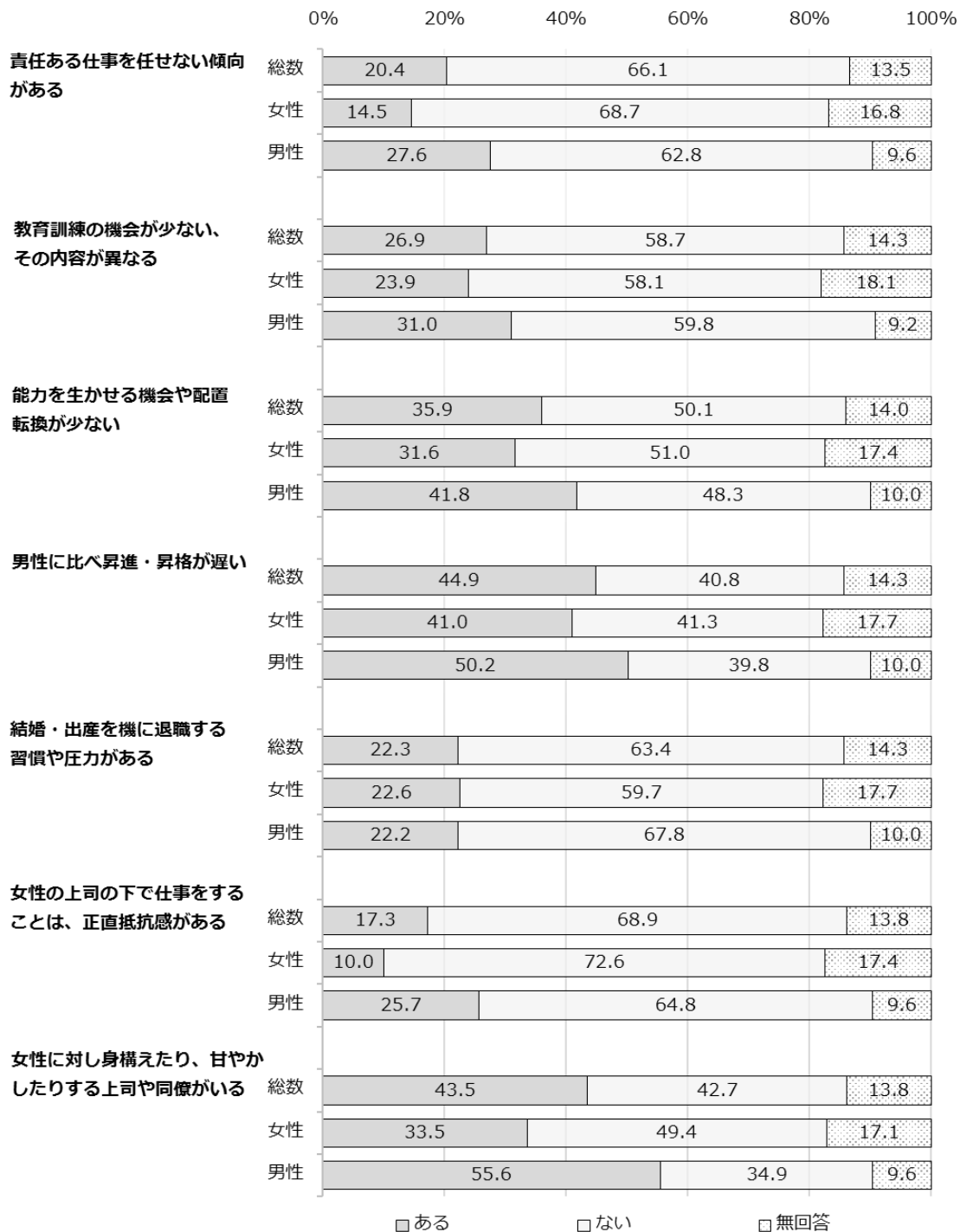
このように、働く場において女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況を踏まえると、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう企業等の積極的な取組を促すとともに、働くことを希望する女性の継続就業や再就職に対しての支援等に取り組んでいく必要があります。

職場における男女の地位の平等感について（全国調査との比較）



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

職場の中で女性について、どのように感じるか



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

施策の方向性

1 企業等における女性の活躍推進

企業等における女性の活躍推進を促進するため、優れた取組を行う事業主に対する認定・表彰や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）事例の情報発信を行うとともに、一般事業主行動計画の策定等について努力義務となっている企業等の取り組みを支援します。

施策	主な取組	担当課
労働関係法令の周知	「高松労政だより」の発行等による広報・啓発活動	産業振興課
職場における男女共同参画の促進	女性の能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブアクション）についての情報提供	男女共同参画・協働推進課
企業における女性の活躍状況等の「見える化」の促進	女性の活躍推進等に向けて優れた取組を行う企業の認定・表彰	男女共同参画・協働推進課
	優良企業に関する情報発信等	産業振興課
中小企業等における取組の促進	一般事業主行動計画の策定等を支援するアドバイザーの派遣	男女共同参画・協働推進課

施策の方向性

2 女性に対する就労支援の充実

女性の継続就業や再就職等に向けた相談に応じ、関係機関の紹介や情報提供、アドバイス等を行う相談窓口を設置することにより、女性の活躍を支援します。

また、出産・育児等を機に離職した女性の再就職等に向けたスキルアップを支援するための学習機会の提供に努めるとともに、多様で柔軟な働き方への情報提供を行います。

施策	主な取組	担当課
相談体制の充実	女性の就労をサポートする相談窓口の設置	男女共同参画・協働推進課
	男女共同参画センターにおける女性こころの相談事業の実施	
再就職等に向けた学習機会の提供	男女共同参画センターにおける学習研修事業（就職支援パソコン講座等）の実施	男女共同参画・協働推進課
	キャリア形成に向けたセミナー等の開催（再掲）	
	生涯学習センター等におけるセカンドキャリア支援のための講座の開催	生涯学習課生涯学習センター
就労に関する情報提供の推進	市ホームページ「ワーキングたかまつ」による情報提供	産業振興課

施策の方向性

3 市役所における女性の活躍推進

市民の生活に密着した市政運営において、多様な視点を市政運営に生かし、市民サービスの向上につなげられるよう、女性職員の登用拡大を図ります。

また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の着実な推進を図り、職員がいきいきと活躍できる職場づくりに向けて、全庁横断的な推進体制を充実させます。

施策	主な取組	担当課
女性職員の登用拡大	市女性職員の管理職への登用推進(再掲)	人事課
行動計画の策定及び推進体制の充実	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定及び実施委員会による推進	

Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり

主要プラン6

ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスの実現は、働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することにつながります。また、人々の健康を維持し、学びや地域活動などを通じて自己実現にもつながるものです。

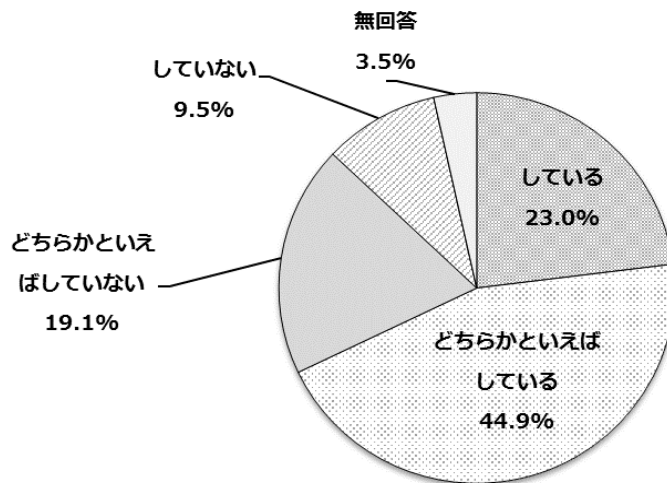
国においては、いわゆる「働き方改革関連法」が平成31年4月から順次施行され、働く全ての人が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるよう取組が進められているところです。このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、テレワークの導入など、多様で柔軟な働き方への取組が加速化しました。

本市の事業所実態調査（令和元年）では、事業所におけるワーク・ライフ・バランスを重要視する割合が前回調査と比較して大幅に増加していることから、企業側のワーク・ライフ・バランスの重要性についての認識は広がっているものの、個人の実態としては、ワーク・ライフ・バランスの現実に関して、女性は家庭を優先する割合が男性より高くなっています。これは男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然とするいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態が要因の一つと考えられ、まだまだ、女性の家庭生活における負担は変わっていない現状があると考えられます。

このため、長時間労働の削減や生産性の向上に向けた多様で柔軟な働き方などを推進していくとともに、管理職を含めた企業トップの意識改革や両立支援制度が効果的に利用される職場づくりを促進し、働く人全てが安心して働くことができる雇用環境を整備することが重要です。また、男性の家事・育児等に参画することへの抵抗感をなくすなどの意識改革を図っていくことも必要です。

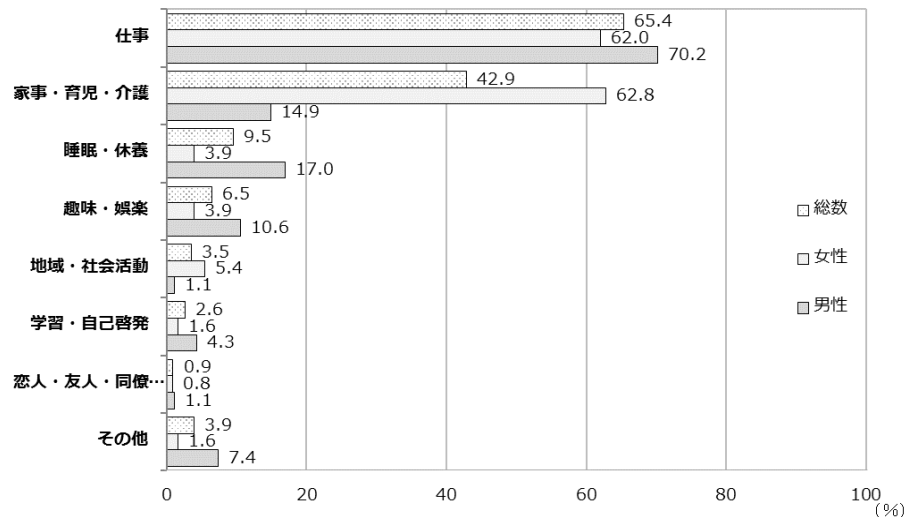
さらに、多様なライフスタイルの合わせて、多様なニーズに応じた保育サービスの充実や地域における子育て支援の充実とともに、介護保険サービスの充実などにより介護の負担軽減を図ることも必要です。

ワーク・ライフ・バランスを重視している事業所の割



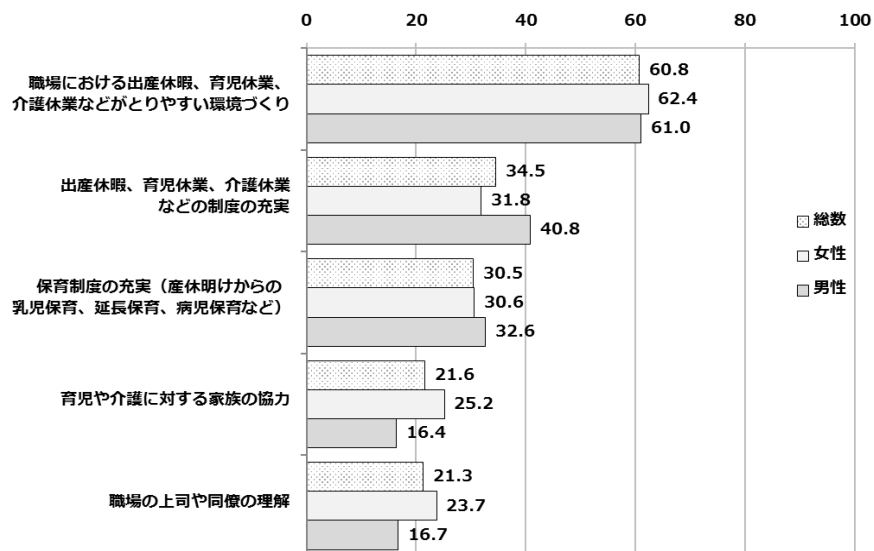
令和元年度高松市男女共同参画に関する事業所実態調査

時間をとりすぎていると思う活動



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査 (%)

男女が平等に仕事を続けていくために必要なこと



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

施策の方向性

1 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて企業経営者・管理職を含めた職場の意識改革を図るため、ワーク・ライフ・バランスの必要性や意義などについて、企業等への広報・周知に努めます。また、職員のワーク・ライフ・バランスを図るため、柔軟で多様な働き方を推進するとともに、男女共に育児・介護休業等の取得と円滑な職場復帰ができるよう、制度の周知と利用しやすい環境づくりに努めます。

施策	主な取組	担当課
企業等における取組の促進	「高松労政だより」の発行等による広報・啓発活動（再掲）	産業振興課
	企業経営者や管理職を対象としたセミナー等の開催	男女共同参画・協働推進課
	両立支援制度の周知・啓発活動	
市役所における取組の推進	両立支援制度の周知と利用しやすい職場環境づくりに向けた啓発	人事課
	柔軟で多様な働き方等を推進する取組の実施	
働く男女の健康管理	母性健康管理指導事項連絡カード等の制度の普及	健康づくり推進課
	市職員に対するメンタルヘルス等健康管理事業	人事課

施策の方向性

2 多様な生き方、働き方の推進

働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行います。また、家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題とし、男性の家庭生活への参画を促進します。

施策	主な取組	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	男女共同参画週間等における広報・啓発活動（再掲） 男女共同参画市民フェスティバルの開催（再掲）	男女共同参画・協働推進課
男性の家庭生活への参画促進	広報・啓発活動	
	男性の家庭参画・育児休業の取得促進に向けた情報提供	

施策の方向性

3 多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備

男女が共に仕事と家庭生活の両立が可能になるよう、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等、子育て支援の一層の充実を図ります。

また、地域包括ケアの実現に向けた取組を進め、介護サービスを充実させることで、家族の介護の負担減等を図り、介護と仕事の両立を支援します。

施策	主な取組	担当課
保育サービスの充実	保育所等入所待機児童の解消	こども保育教育課
	特別保育（乳児保育、延長保育、病児保育事業等）の実施	子育て支援課 こども保育教育課
地域における子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業の実施	子育て支援課
	放課後児童クラブ等の実施	子育て支援課 障がい福祉課
	地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業の実施	子育て支援課 こども保育教育課
	児童館事業の実施	子育て支援課
子育て支援に関する情報提供の推進	子育て支援総合情報の配信	子育て支援課
子育てに関する相談や学習機会の充実	児童生徒等を対象とした保育体験事業の実施	こども保育教育課
	保護者等を対象とした家庭教育推進事業の実施	生涯学習課
	乳幼児相談、育児支援事業の実施	
	はじめてのパパママ教室、保健セミナー等の開催	健康づくり推進課
ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭等を対象とした相談体制の充実	こども家庭課
	自立支援プログラムの策定による就労支援	
	資格取得等の促進、就労支援講演会の開催など	こども家庭課
介護支援事業の充実	地域包括支援センター、老人介護支援センター事業の実施	地域包括支援センター
	在宅医療・介護連携事業の推進	長寿福祉課
	介護保険サービスの充実	介護保険課
	生活支援・介護予防サービス提供体制の構築	健康福祉総務課地域共生社会推進室 長寿福祉課

II 男女が共に活躍する社会づくり

主要プラン7

地域における男女共同参画の推進

現状と課題

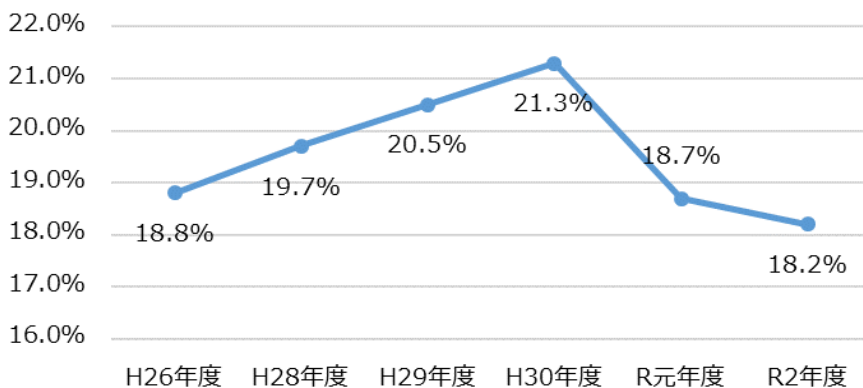
本市の人口は平成28年度以降減少傾向にあり、人口減少社会の本格化が現実のものとなっています。活力ある持続可能な地域社会を維持していくためには、性別に関わりなく地域活動に参画し、だれもが暮らしやすく、魅力的な地域づくりをしていくことが重要となります。

地域においては、これまで、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動等、多様な地域活動は女性の力によって支えられてきましたが、一方で、自治会や地域コミュニティ協議会等の地域団体における会長等の役職については、男性がその多くを占めているのが現状です。

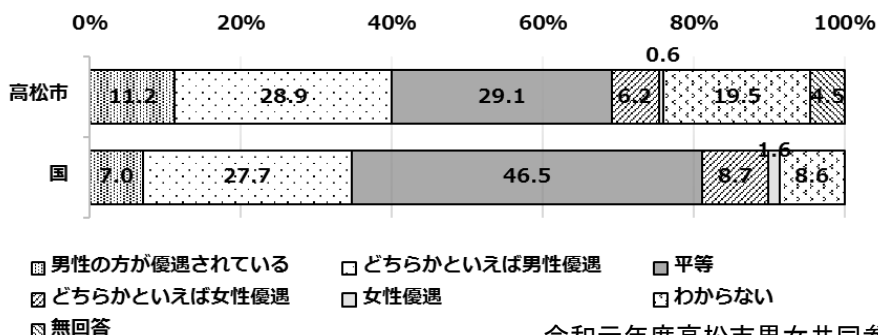
本市の地域コミュニティ協議会における正副会長のうち女性の割合は、令和元年度の実績値は5年前とほとんど変化がなく、地域における男女共同参画が進んでいない現状です。

今後、地域において、多様化する課題に対応していくためには、様々な視点から問題解決ができる多様な人材の確保が必要です。自治会等を始めとする地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう取り組むことが重要です。このため、地域における男女共同参画意識の醸成や、自治会・地域コミュニティ協議会などの政策・方針決定への女性の参画拡大、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画など、地域活動における男女共同参画の推進が求められています。

地域コミュニティ協議会における正副会長のうち女性の割合（4月1日現在）



地域活動における男女の地位の平等感について（全国調査との比較）



令和元年度高松市男女共同参画に関する事業所実態調査

施策の方向性

1 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動における方針等の決定過程に男女が共に参画し、自治会やコミュニティ協議会等の役員についても、男女を問わず就任できるよう啓発活動を行います。

また、女性リーダーの育成や、性別や年齢を問わず多くの人の地域活動への参画を促進します。

施策	主な取組	担当課
地域活動の方針決定過程への女性の参画促進	広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課
地域活動における男女共同参画の促進	男女共同参画に関するリーダー養成講座等の開催	男女共同参画・協働推進課
	地域コミュニティ活動における人材の育成	コミュニティ推進課
	コミュニティセンター等における男女共同参画に関する講座の開催（再掲）	生涯学習課生涯学習センター
	NPO等市民活動団体との協働・連携の推進	男女共同参画・協働推進課

Ⅲ 男女が共に安心できる社会づくり

主要プラン8

女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、あらゆる暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。

最近では、特に若い世代における性暴力の問題が顕在化するなど、インターネットの普及を始めとする新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力も多様化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、生活不安やストレスからの家庭内の暴力の増加・深刻化が懸念されています。

しかし、本市の市民生活意識調査（令和元年）において、DV被害者のうち「だれにも相談しなかった」割合が、半数を超えており、相談しなかった理由として、相談するほどの事ではない、自分にも悪いところがあったなど、問題を自分のうちに閉じ込めている人の割合が高くなっています。

また、セクシュアル・ハラスメントが起きる原因として、人権意識などモラルの低い人がいると考える人の割合が63%と高くなっています。

こうした状況を踏まえ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、暴力を容認しない社会風土の醸成のための啓発、相談しやすい体制づくり、被害者等の保護及び自立支援の取組を一層強化する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童虐待の問題も顕在化しています。児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、その防止に向け、関係行政機関のみならず、その他の関係団体等も含めた積極的かつ幅広い協力・連携体制の充実が必要です。さらに、児童虐待は早期発見・早期対応がなにより重要であり、社会全体で児童虐待防止に取り組むための市民意識の醸成を図ることが必要です。

香川県、高松市の窓口でのDV相談件数

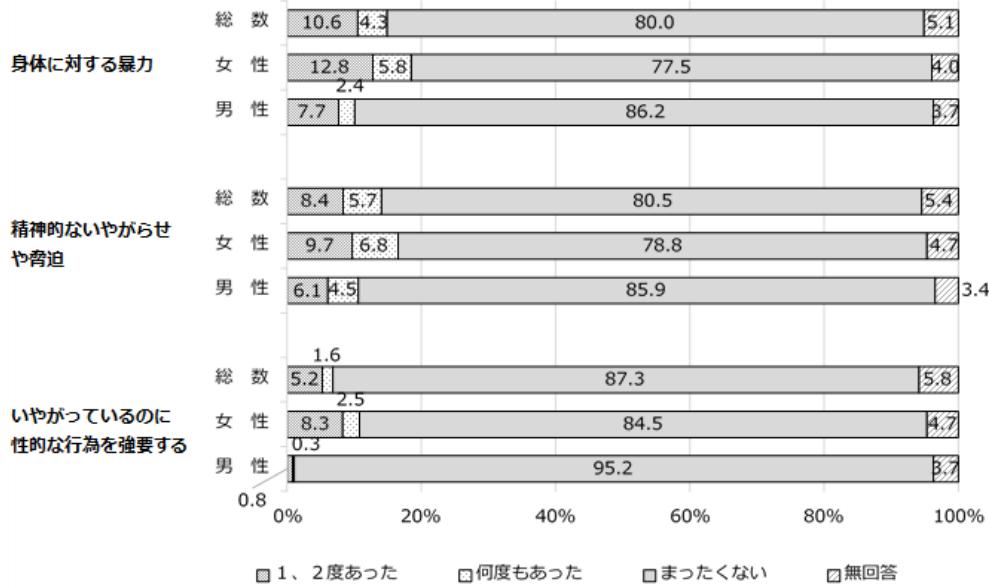
相談窓口		H28	H29	H30	R1	R2	
高松市	高松市こども女性相談課	女性相談延べ件数	2,768	3,430	3,435	3,107	4,522
		DV相談延べ件数 (上記内数)	1,064	1,174	1,146	1,198	574
		DV被害相談実人数 (上記内数)	178	224	255	220	236
	高松市男女共同参画センター	DV相談延べ件数	39	22	41	19	35
県	香川県子ども女性相談センター(高松市分)	DV相談延べ件数	293	298	347	419	402

児童虐待相談対応件数

	H28	H29	H30	R1	R2
高松市	155	200	301	363	290
香川県	959 (410)	1,181 (506)	1,375 (586)	1,228 (477)	1,264 (536)
全国	122,575	133,778	159,838	193,780	205,029

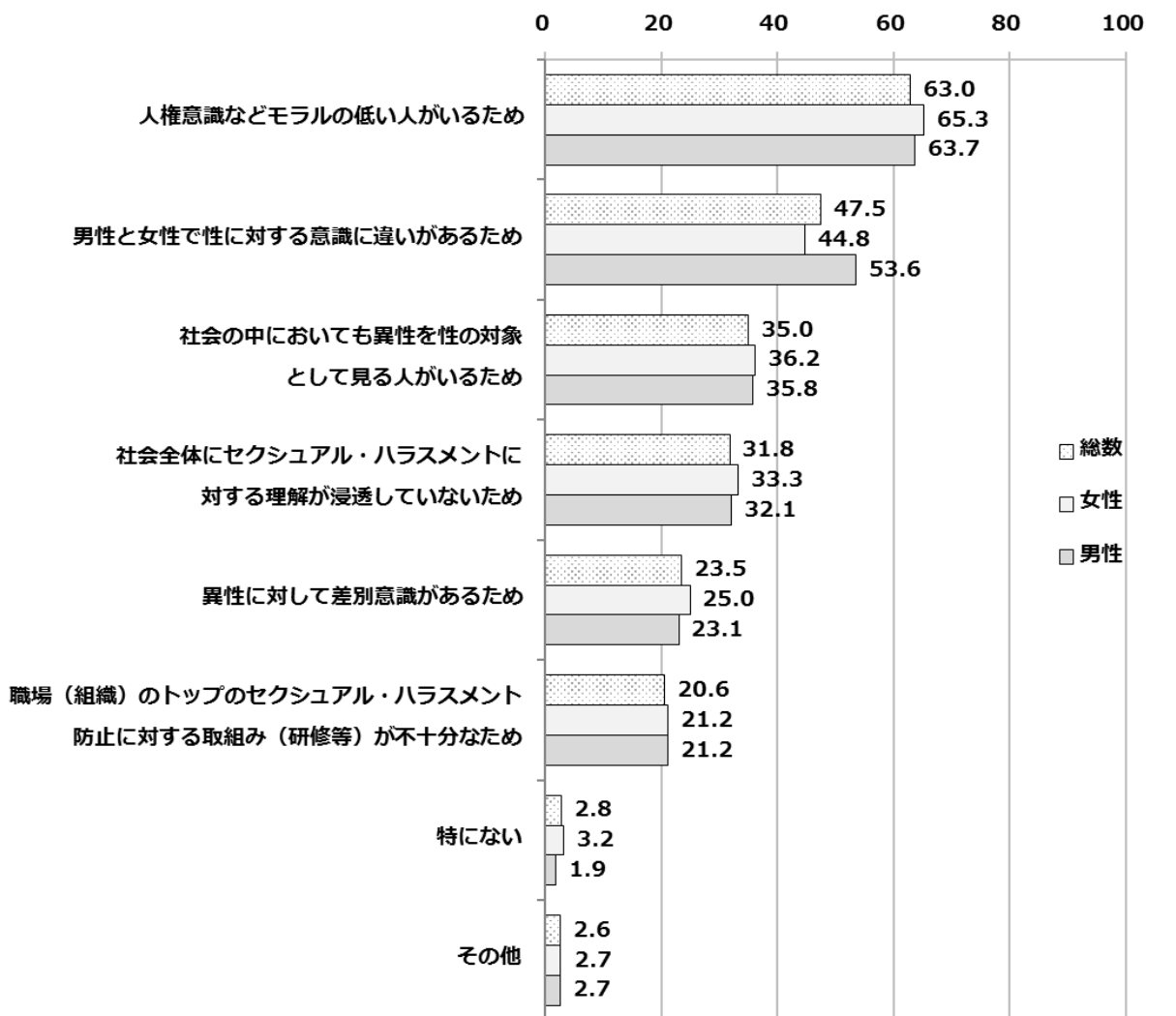
()内は高松市

男女間の暴力の状況



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

セクシュアルハラスメントの原因について



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

施策の方向性

1 いかなる暴力も容認しない社会風土の醸成

配偶者等からの暴力やストーカー行為、性犯罪、子どもに対する性的暴力、売買春、セクシャル・ハラスメントなど、性別に起因するあらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。このため、広報、啓発の充実や学習機会の提供等により、暴力を容認しない社会風土の醸成に努めます。

施策	主な取組	担当課
女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成	広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課 こども女性相談課
	男女共同参画週間等における広報・啓発活動（再掲）	男女共同参画・協働推進課
	学校等における教育啓発	学校教育課
	企業等に対する各種ハラスメント防止対策に関する情報提供	男女共同参画・協働推進課
	若年層等に対する学習機会の提供	学校教育課
	民間団体等との連携	こども女性相談課

2 相談しやすい体制づくりによる被害の早期発見及び潜在化防止

被害者等については、まずは安全を確保するとともに、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行い、必要な場合には、スムーズに一時保護につなぎ、また、被害の潜在化を防止する観点からも、学校、幼稚園、保育所等との連携を強化するとともに、被害者が安心して相談できるように相談体制の充実を図ります。

施策	主な取組	担当課
相談体制の充実	相談事業（相談員等の資質の向上を含む）の実施	男女共同参画・協働推進課 こども女性相談課
	男女共同参画センターにおける女性こころの相談事業の実施(再掲)	男女共同参画・協働推進課
	関係機関等との連携	こども女性相談課
被害者の発見・通報体制の整備	民生委員・児童委員、学校、保育所等との連携強化	健康福祉総務課 こども保育教育課 学校教育課
	児童・高齢者虐待相談窓口との連携強化	地域包括支援センター こども女性相談課 学校教育課

3 被害者等の保護及び自立支援

被害者等の安全対策に十分配慮しながら、民間団体等とも連携し、被害者等の自立に向け、総合的かつ切れ目のない支援を行います。

施策	主な取組	担当課
被害者等の安全確保	安全な避難のための関係機関との連携	男女共同参画・協働推進課
	被害者等に関する情報の保護	こども女性相談課 市民課
	DV被害者の子どもの安全確保	こども女性相談課
被害者等の自立に向けた支援の充実	適切な情報提供による支援	こども保育教育課 学校教育課
	こころのサポート事業の実施	男女共同参画・協働推進課
	生活、住宅、就労等の支援	生活福祉課 市営住宅課
	要保護児童対策事業の実施	こども女性相談課 学校教育課
	DV被害者の子どもへの支援	こども女性相談課 こども保育教育課
	民間団体等の育成・連携	こども女性相談課

4 多様化する暴力に対する的確な対応

DV等女性に対する暴力は多様化しており、潜在化しがちであることから、社会的な問題と認識されにくいため、女性に対する暴力に関する認識の向上や、社会規範の醸成を図り、関係機関と連携し、的確な対応に努めます。

施策	主な取組	担当課
多様化する暴力に対する対応	関係機関と連携した相談、支援、広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課 こども女性相談課
	適切な支援機関の紹介	こども女性相談課
	加害者更生プログラム研究等に関する情報収集	男女共同参画・協働推進課

5 関係機関との連携

被害者等は、様々な問題を抱えていることが多いため、被害者の発見、相談、保護、自立支援等のそれぞれの段階で、関係者が連携・協力して、切れ目のない多様な支援を行う必要があります。このため、高松市児童対策協議会DV被害専門部会やDV対策庁内連絡会等を通じて、被害者支援への認識を共有するとともに、被害者等の抱える複雑多岐にわたる問題に対処するのに有効な連携・協力体制の強化を図ります。

施策	主な取組	担当課
関係機関等との連携強化	高松市児童対策協議会DV被害専門部会の開催	こども女性相談課
	DV対策庁内連絡会を中心とする庁内体制の充実	

Ⅲ 男女が共に安心できる社会づくり

主要プラン9

男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

現状と課題

近年、大規模災害の頻発により、防災・災害対策への関心が高まっています。大規模災害の発生は、全ての人の生活が脅かされますが、とりわけ女性や子どもなど、社会的弱者と考えられる人がより大きな影響を受けると考えられます。

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることを配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被害者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、男女双方の参画を推進するとともに、性別によるニーズの違いや要配慮者に対応した環境整備が求められています。

令和2年度に国において示された「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」では、地域の防災力向上のためにも、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立が必要とされています。

本市においても女性消防団員が増えている一方、防災会議における女性委員の登用率は依然として低い現状があり、委員に対し、男女共同参画の視点からの防災対策の取組の重要性について周知を図るなど、より一層推進を図る必要があります。

また、非常時において、男女が協力し合えるよう、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含める必要があります。

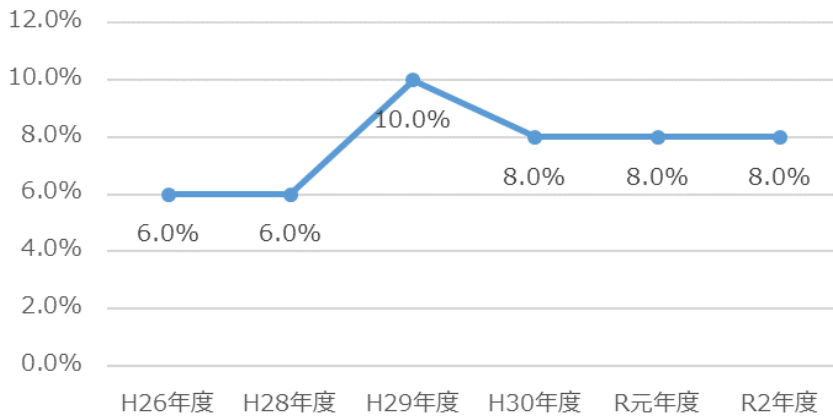
施策の方向性

1 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

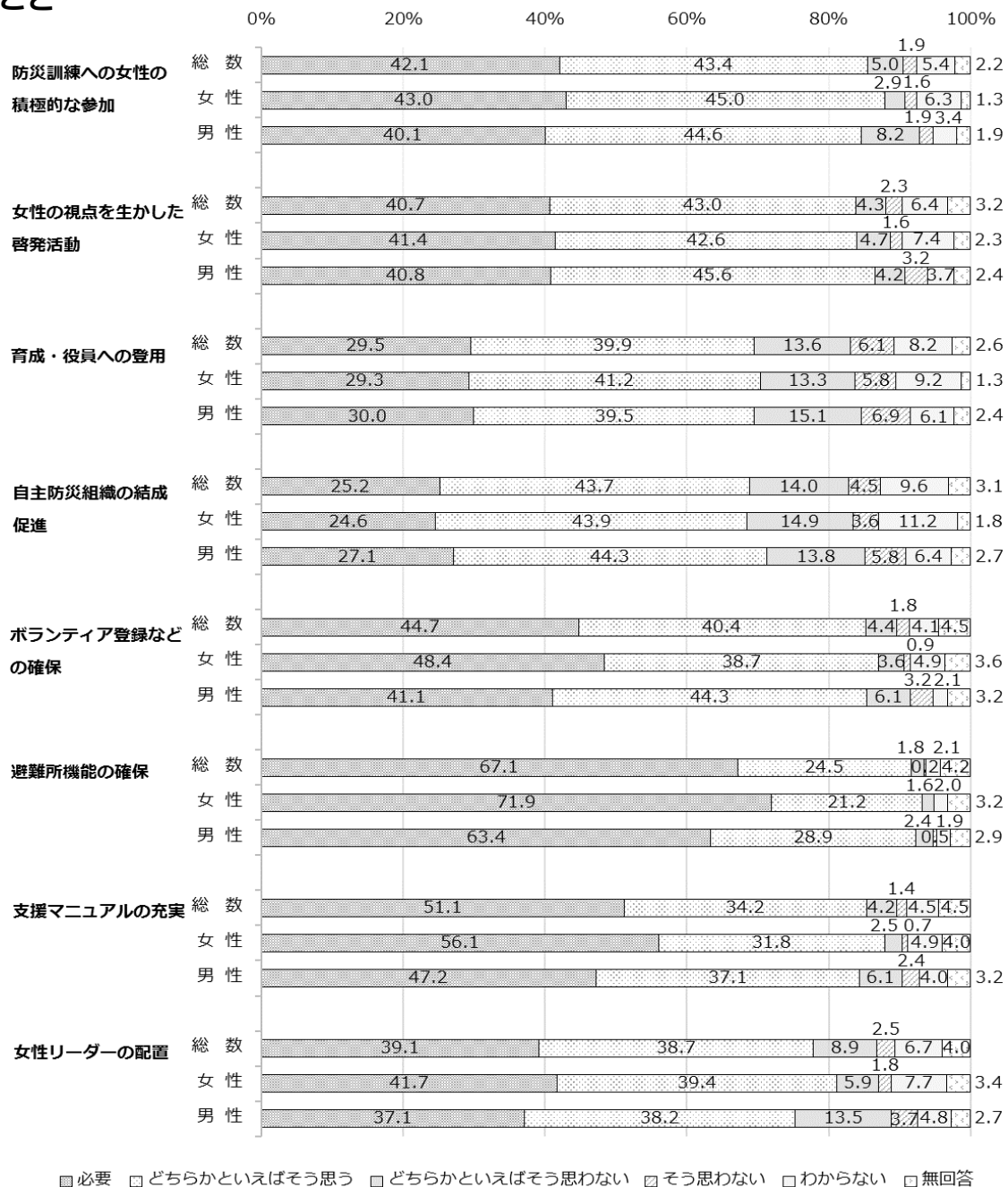
地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策を実施による地域の防災力向上のため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が必要です。地域の防災の分野におけるまちづくりにおいて、男女がともに参加しやすい環境づくりを推進するとともに、市民活動の促進を図ります。

施策	主な取組	担当課
防災分野における女性の登用拡大	高松市防災会議における女性委員の登用推進	危機管理課
	地域防災計画等への女性視点の反映	
防災現場での男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った防災訓練の実施	消防局総務課
	女性消防団員等による応急手当普及啓発事業の実施	
	女性消防団員によるひとり暮らし高齢者訪問（防火診断）事業の実施	

高松市防災会議における女性委員の割合



防災（災害復興も含む）活動に関して、男女が協力して活動していくために必要なこと



Ⅲ 男女が共に安心できる社会づくり

主要プラン10

貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

人口減少、少子・超高齢化の進展により、社会情勢が大きく変化する中においても、だれもが自分らしく、社会の一員として、生きがいを持って暮らすことのできる社会の構築が求められています。

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気で自分らしい生活を送り続けることができるよう、人権尊重に留意した支援とともに、介護者の負担軽減が図れるような支援に努めます。

また、非正規雇用労働者やひとり親は、女性の占める割合が多い状況にあり、貧困等の生活上の困難に陥る女性に対しての支援が必要です。特に、ひとり親家庭等は、仕事、家事、育児を一人で担う必要があることから、経済的、身体的、精神的な負担が大きくなりがちであり、新型コロナウイルス感染症の影響により、一層深刻なものとなっている状況がうかがえます。

このため、経済面、生活面など多岐にわたって困難を抱える女性に対して、生活の安定と自立に向けて、寄り添った切れ目のない適切な支援を行うことが必要です。

施策の方向性

1 高齢者・障がい者等が家庭や地域で安心して暮らせる環境づくり

高齢者・障がい者等が、住み慣れた地域社会の中で、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の継続を可能とする様々な支援やサービスを提供します。

また、高齢者や障がい者等が、意欲と能力に応じて社会参画が図れるよう、健康で自立した生活を送るための支援を行い、家庭や地域で安心して暮らせる環境づくりに努めます。

施策	主な取組	担当課
バリアフリー、ユニバーサルデザイン等の推進	要介護者等の居宅のバリアフリー化等への助成事業の実施	障がい福祉課
生活の自立支援	相談体制、情報提供の充実	障がい福祉課 地域包括支援センター
	介護予防事業の実施	長寿福祉課
	高齢者の権利擁護等の推進など	地域包括支援センター
就業促進、社会参画促進のための支援	高齢者等を対象とした講座の開催	長寿福祉課
	老人クラブの活動支援	長寿福祉課
	シルバー人材センターの運営支援	長寿福祉課
	就労に向けた訓練や機会の提供など	障がい福祉課
高齢者、障がい者等が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築	介護保険サービスの充実（再掲）	介護保険課
	高齢者居場所づくり事業を実施	長寿福祉課
	高松あんしん通報サービス事業の実施	障がい福祉課 長寿福祉課
	高齢者・障がい者等の虐待防止	障がい福祉課 地域包括支援センター
	民生委員・児童委員との連携強化	健康福祉総務課
	認知症サポーター養成講座の開催	地域包括支援センター
	複合的な課題を抱えた世帯の支援	健康福祉総務課地域共生社会推進室

2 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困など生活上の困難に対応するとともに、就労支援など実情に応じたきめ細やかな自立支援を行います。

また、生活困窮世帯の子どもへの支援として、家庭の経済状況等によって、子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、生活困窮世帯の子どもへの学習支援などを行います。

施策	主な取組	担当課
生活や就労に関する総合相談の実施	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援等の実施	生活福祉課
ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭等を対象とした相談体制の充実（再掲）	こども家庭課
	自立支援プログラムの策定による就労支援（再掲）	
	資格取得等の促進、就労支援講習会の開催など（再掲）	
	【新】女性の孤独・孤立対策事業の実施	男女共同参画・協働推進課
生活困窮世帯の子どもへの支援	子どもへの学習支援の実施	生活福祉課
	【新】子どもの貧困対策コーディネート事業	健康福祉課地域共生社会推進室
	【新】こども食堂等支援事業の実施	子育て支援課

独り暮らし高齢者の推移

	H28	H29	H30	R元	R2
独り暮らし高齢者数	9,610	9,578	9,358	9,233	9,247

市政概況

ひとり親世帯の数

	H17	H22	H27
ひとり親世帯数	13,962	12,782	15,274
男親と子供から成る世帯	1,924	1,993	2,092
女親と子供から成る世帯	12,038	12,789	13,182

国勢調査

ひとり親世帯の世帯収入

世帯の年収（平均）	母子世帯	父子世帯	寡婦世帯
平成30年度	224.1万円	323.4万円	247.0万円
平成26年度	178.3万円	242.4万円	200.8万円
平成21年度	175.2万円	328.8万円	242.4万円

香川県「平成30年度香川県ひとり親世帯等実態調査」

Ⅲ 男女が共に安心できる社会づくり

主要プラン1 1

生涯を通じた健康づくり

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となります。

このため、人生100年時代を見据え、男女が元気でいきいきと社会参画していくためには、日頃からの心身の健康づくりが基本となり、それぞれのライフステージ、ライフスタイルに応じた、健康の保持・増進を支援していくことが重要となります。

また、女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、各ライフステージごとに心身の状態が大きく変化するなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるとともに、働く女性の増加、晩産化や少産化、平均寿命の伸長など、社会状況やライフスタイルの変化も女性の心身の健康に影響を及ぼすことから、それぞれに応じた健康支援が必要となります。特に、妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、母体の健康保持から、産後の母子に対する適切な心身ケアを行うことができるサポート体制の充実までの切れ目のない支援が必要です。

さらに、近年、ストレスなどによる心身の不調が問題となっており、新型コロナウイルス感染症の影響で、さらに生活不安やストレスが増加していることから、寄り添った相談支援にも取り組む必要があります。

施策の方向性

1 ライフステージに応じた健康支援

男女が性差とライフステージに応じて、適切に健康管理を行うことができるよう、健康についての正確な知識・情報の提供や、相談、健診（検診）等の実施など、生涯を通じた健康の保持増進を支援します。

施策	主な取組	担当課
若い世代における健康・性に関する理解の促進	エイズなど性感染症に関する啓発活動	保健予防課
	学校教育における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導	保健体育課
	学校教育におけるエイズ及び性感染症予防のほか性に関する指導	
健康づくりの推進	メンタル面の健康づくりを目的とした講座等の開催	男女共同参画・協働推進課 健康づくり推進課
	健康相談、各種健康診査、がん検診等の実施	健康づくり推進課
	食育啓発、自殺予防啓発事業の推進	健康づくり推進課
	高松スポーツカーニバル等の開催	スポーツ振興課
	地域との連携による健康づくり研修会等の実施	長寿福祉課 健康づくり推進課
	【新】65歳からのプラチナ世代元気応援事業の実施	長寿福祉課
	【新】新型コロナウイルス感染症まん延予防のための啓発活動	健康づくり推進課
心身の健康を支える体制の充実	こころの健康相談事業の実施	健康づくり推進課
	エイズなど性感染症に関する相談事業の実施	保健予防課

施策の方向性

2 妊娠・出産期における健康支援

地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期の母子健康管理の充実を図ります。

施策	主な取組	担当課
健康管理の充実	妊娠期からの子育て世代包括支援事業の実施	健康づくり推進課
	母子健康手帳交付に伴う諸制度の普及啓発	
	はじめてのパパママ教室、相談事業の実施	
	妊婦訪問指導、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の実施	
	産後ケア事業の実施	
	不妊治療に対する助成、相談事業の実施	
周産期医療や救急医療体制の充実	在宅当番医制、病院群輪番制病院運営事業の実施	保健医療政策課
	夜間急病診療所の運営	
	産科医等の確保支援	

指標及び数値目標

基本目標	成果指標	令和2年度(基準値)	第5次プラン目標値 (令和8年度)
ういⅠ 社に 会理男 づ解女 くしが り合互	人権啓発事業等参加者数	15,136人 [※]	15,200人
	LGBT啓発事業講演会等で、理解が深まった人の割合	93.1%	95%
	姉妹・友好都市等との交流事業参加者数	428人 [※]	428人
Ⅱ 男女が 共に活 躍する 社会づ くり	女性委員のいない審議会等の割合	2.0%	0%
	審議会等における女性委員の割合	37.6%	44%
	市職員の女性管理職の割合	24.3%	31%
	農業委員に占める女性の割合	12.5%	16%
	素敵にたかまつ女性活躍企業認定数(累計)	31件	67件
	市男性職員の育児休業取得率	21.1%	34%
	保育施設待機児童数	59人	0人
	放課後児童クラブ待機児童数	110人	0人
	延長保育事業の実施箇所数	93か所	95か所
	一時預かり事業の実施箇所数	46か所	53か所
	地域子育て推進事業の実施箇所数	44か所	48か所
	ファミリー・サポート・センター事業活動件数	7,387件	8,700件
地域コミュニティ協議会における正副会長のうち女性の割合 (4月1日現在)	18.2%	35%	
きⅢ 社男 会女 づが 共に 安心 で	高松市防災会議における女性委員の割合	8.0%	15%
	高松型地域共生社会構築事業におけるアウトリーチ（地域での 情報収集・戸別訪問等）件数	854人	3,644人
	がん検診受診率	62.6%	65%
	妊婦健診受診延べ人数	36829人	37,000人
	妊婦歯科健康診査受診人数	1485人	1600人

第4章 計画の推進

1 庁内体制の充実

男女共同参画社会の実現を目指し、庁内の関係部局で構成する「高松市男女共同参画推進本部会」において、計画の総合調整及び庁内の横断的な連携強化を図り、総合的かつ効果的な取組を推進します。

2 高松市男女共同参画推進懇談会との連携

男女共同参画社会に向けた取組を進めるためには、市民の声を聴き、市民の現状やニーズを反映した施策を展開することが重要です。学識経験者、公共的団体等からの推薦による委員等で構成する「高松市男女共同参画推進懇談会」において、男女共同参画の推進に関する基本的かつ重要な事項について意見を聴き、連携を図りながら事業を推進します。

3 関係機関、市民、関係団体等との連携・協働

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。このため、国・県・関係機関との連携を強化し、広域的な視点にたった計画の推進に努めます。

また、男女共同参画社会の実現のためには、行政だけではなく、市民や市民団体、民間団体、事業者等による主体的な取組が不可欠です。このため、市民や団体、事業者等との協働による取組を推進します。

4 計画の進捗状況管理

本計画を着実に推進し、実効性を確保するため、個々の施策について適切な進行管理を行うとともに、個別事業の取組状況や関連する数値目標等の進捗状況について、毎年度公表します。

参考指標

基本目標	参考指標	令和2年度実績値
I	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する市民意識の割合	29.9%
I	「家庭生活では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	55.5%
I	「職場では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	66.3%
I	「地域社会では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	40.1%
II	管理職に占める女性の割合が30%以上である事業所の割合	18.4%
II	男性の育児休業者がいた事業所の割合	4.5%
II	ワーク・ライフ・バランスを重要視している事業所の割合	67.9%
III	配偶者からの暴力の相談窓口があることについての認知度	27.6%